

熊本市高齢者及び障害者住宅改造費助成事業の実施に関する規則〔障がい保健福祉課・高齢介護福祉課〕

平成28年3月31日

規則第62号

(目的)

第1条 この規則は、在宅の高齢者及び障害者(以下「高齢者等」という。)が居宅において安全かつ快適な生活ができるよう、高齢者等の住宅の改造に係る経費(以下「住宅改造費」という。)を助成する住宅改造費助成事業を実施するために必要な事項を定めることにより、当該高齢者等の自立の促進、寝たきりの防止及び介護者の負担の軽減を図り、もって健康の保持及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(助成の対象等)

第2条 市長は、市長が別に定める要件を満たす者に対し、予算の範囲内において、住宅改造費に対する助成を行うことができる。

2 助成の対象となる改造工事、助成の基準額、その算定方法その他の助成の内容は、市長が別に定める。

(申請等)

第3条 住宅改造費に対する助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の申請を行う場合は、住宅の改造を実施する前に市長に協議をしなければならない。

(審査等)

第4条 市長は、前条第1項の申請があったときは、審査を行い、適当と認めるときは、申請者に対して住宅改造費に対する助成の決定を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する助成の決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(届出)

第5条 前条第1項の規定により住宅改造費に対する助成の決定を受けた者(以下「受給者」という。)が第2条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき、住宅の改造の内容に変更があったときその他市長が別に定める要件に該当したときは、受給者又はその家族若しくはこれに準ずる者が速やかに市長に届け出なければならない。

(決定の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、住宅改造費に対する助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 受給者が第2条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により住宅改造費に対する助成を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件に該当するとき。

(返還)

第7条 市長は、前条第2号の規定に該当するときその他市長が別に定める要件に該当するときは、その者に対し、助成した額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

熊本市高齢者及び障害者住宅改造費助成事業実施要綱

制定	平成 9 年	5 月	1 日	健康福祉局長決裁
改正	平成 12 年	4 月	1 日	健康福祉局長決裁
	平成 12 年	8 月	1 日	健康福祉局長決裁
	平成 13 年	4 月	1 日	健康福祉局長決裁
	平成 15 年	7 月	3 日	健康福祉局長決裁
	平成 20 年	4 月	1 日	健康福祉局長決裁
	平成 22 年	6 月	1 日	高齢介護福祉課長決裁
	平成 23 年	4 月	1 日	健康福祉局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の高齢者及び障害者（以下、「高齢者等」という。）が、安全かつ快適な生活ができるように住宅を改造する場合に必要な経費を助成することにより、当該高齢者等の自立促進、寝たきりの防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 この要綱に定めるほか、高齢者及び障害者住宅改造費助成金（以下「助成金」という。）の交付については、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）によるものとする。

(助成の対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 熊本市に居住及び居住予定で次に掲げるいずれかに該当する者。

ア 65歳以上の者で、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定による要介護認定により要介護者又は同法第32条の規定により要支援者と認定された者。

イ 65歳以上の者で、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定による要介護認定により要介護者又は同法第32条の規定により要支援者と認定された者であり、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受け、かつ、その障害の程度が1級又は2級の者。

ウ 65歳以上の者で、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規

定による要介護認定により要介護者又は同法第32条の規定による要支援者と認定された者であり、療育手帳制度要綱(昭和48年9月28日付厚生省発児第156号)の規定による療育手帳の交付を受け、かつ、その障害の程度がA1又はA2の者。

エ 65歳未満の者で、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受け、かつ、その障害の程度が1級又は2級の者。

オ 65歳未満の者で、療育手帳制度要綱(昭和48年9月28日付厚生省発児第156号)の規定による療育手帳の交付を受け、かつ、その障害の程度がA1又はA2の者。

(2) 改造しようとする家屋について、所有権を有する者又は所有権者の承諾を得ている者。

(3) 当該世帯の生計中心者の前年分の所得税の額が、別表の当該世帯区分に属する者。この場合において所得税の額とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって算出された所得税の額をいう。

(4) 助成金の交付を受けたことがない者。ただし、身体状況等の変化により市長が再度の住宅改造が必要であると認めた場合はこの限りではない。

(助成の対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、玄関、廊下、階段、居室、浴室、トイレ、洗面所及び台所等、在宅の高齢者等が利用する部分の改造工事に要する経費であって、当該高齢者等の安全性及び利便性の向上並びに介護者の負担軽減等に効果があると市長が認めたものとする。

2 新築、増築及び改築は、助成の対象としないものとする。ただし、改造工事を行うにあたって、構造上増築又は改築がやむを得ないと市長が認めたときは、増築又は改築のうち、改造部分にかかる経費のみを助成の対象とする。

3 借家、借間等を改造する場合にあっては、その専用部分のみの第1項に該当する改造に要する経費を助成の対象とする。ただし、現状復帰についての費用は助成の対象にしないものとする。

(助成基準額)

第5条 助成金の基準額は、第3条第1号アに該当する者は40万円、イ、ウに該当する者は70万円とし、同号エ又はオに該当する者は90万円とする。

(助成金の算定方法)

第 6 条 助成金の額は、基準額と対象経費の支出額とを比較して少ない方の額に別表に定める助成率を乗じて得た額(その額に 1,000 円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。以下「助成額」という。)とする。ただし、第 3 条第 1 号エ又はオに該当する者は、介護保険法第 4 5 条の規定による居宅介護住宅改修費及び同法第 5 7 条の規定による介護予防住宅改修費(以下これらを「介護保険住宅改修費」という。)又は熊本市重度障害者日常生活用具給付等事業実施要綱別表 1 に規定する住宅改修費(以下「日常生活用具住宅改修費」という。)の給付を受けた場合、(助成金の給付時に)介護保険住宅改修費又は日常生活用具住宅改修費を助成額から控除する。

(事前相談)

第 7 条 助成金の交付を受けようとする者は、当該住宅の改造工事に着手する前に市長に相談するものとする。

2 市長は、前項の相談を受けたときは、高齢者等の身体状況、住宅の状況及び世帯の状況等を総合的に勘案したうえで、個々の特性に配慮した住宅の改造方法について助言を行うものとする。

3 前項の助言は、住宅改造居宅介護支援員を派遣することにより行うものとする。ただし、第 3 条第 1 号アに該当する者についてはその限りでない。

(助成金の交付申請)

第 8 条 助成金の交付申請は、熊本市高齢者及び障害者住宅改造費助成金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 改造箇所の設計図及び施工前の写真

(2) 工事費の見積書

(3) 生活保護法(昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号)による被保護世帯である場合は、その旨を証する書類

(4) 前号以外の世帯である場合は、世帯員全員の前年分の所得税額及び当該年度分の市町村民税額を証する書類

(5) 世帯員全員の住民票の写し

(6) 改造しようとする家屋の所有権を証する書類

(7) 改造しようとする家屋について所有権を有しない場合は、家屋の賃貸借契約書の写し及び住宅改造に関する家主の承諾書。

ただし、当該承諾書が得られない事情等がある場合には、市長が必要と認める書類。

(8) 住宅改造居宅介護支援員が作成する意見書

(9) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第 9 条 市長は、前条の規定による助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、また必要に応じて実地調査を行うことにより、助成金の交付の可否を決定するものとする。この場合において市長は、必要な条件を付することができる。

- 2 助成金の交付又は却下の決定通知は、熊本市高齢者及び障害者住宅改造費助成金交付決定通知書(様式第 2 号)又は熊本市高齢者及び障害者住宅改造費助成金却下決定通知書(様式第 3 号)により行うものとする。

(工事の着手)

第 10 条 助成金の交付決定を受けた者は、特別な理由がない限り、前条第 2 項の交付決定通知を受けた後、速やかに当該住宅の改造工事に着手しなければならない。

(改造内容の変更申請等)

第 11 条 助成金交付決定後の改造工事の変更申請は、熊本市高齢者及び障害者住宅改造工事変更申請書(様式第 4 号)に第 8 条第 1 号、第 2 号、第 7 号及び第 9 号の書類を添えて行うものとする。

- 2 助成金の交付取消又は変更決定の通知は、熊本市高齢者及び障害者住宅改造費助成金交付取消・変更通知書(様式第 5 号)により行うものとする。

(実績報告)

第 12 条 助成金の交付決定を受け、住宅改造の工事を行う者(以下「改造実施者」という。)は、当該住宅の改造工事が完了した後、速やかに熊本市高齢者及び障害者住宅改造工事完了届(様式第 6 号)に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 施工業者からの請求書の写し(工事費明細が記載してあるもの)
- (2) 改造工事箇所の施工後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(工事完了検査)

第 13 条 市長は、前条の規定による工事完了の報告があったときは、当該報告に係る書類の内容を審査し、また必要に応じて実地調査を行うことにより交付すべき助成額の額を確定し、改造実施者に通知するものとする。

- 2 介護保険住宅改修費又は日常生活用具住宅改修費の給付を受けた場合は、介護保険住宅改修費又は日常生活用具住宅改修費給付決定額の確認後助成金の額を確定す

るものとする。

- 3 助成金の額の確定通知は、熊本市高齢者及び障害者住宅改造費助成金交付確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（助成金の交付）

第14条 助成金は前条により確定した額を当該住宅の改造工事完了後に交付するものとする。ただし、第3条第1号ア又はイに掲げる者で熊本市に居住予定の者については、介護保険法第36条の規定に基づく申請をし、かつ認定を受けた後に助成金を交付するものとし、同号ウ又はエに掲げる者で熊本市に居住予定の者については、世帯員全員の熊本市の住民票により、実際に転居を確認した後に助成金を交付するものとする。

- 2 助成金の交付を受けた者は、助成金を受領した日から30日以内に、施工業者からの領収書の写しを市長に提出しなければならない。

（届出義務）

第15条 高齢者等が、助成金の交付決定を受けた後、住宅の改造工事完了前に次のいずれかに該当したときは、当該高齢者等又はその家族は直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき
- (2) 福祉施設等に入所したとき
- (3) 医療機関等において長期入院を要するとき
- (4) その他住宅の改造を必要としなくなったとき

（補助金の返還等）

第16条 市長は、改造実施者が次の各号の一に該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消し、既に交付された助成金の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段で助成金の交付を受けたとき
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき
- (4) 前条の事由により、住宅を改造する必要がなくなったとき
- (10) この要綱の規定に違反したとき

（雑 則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 9 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 8 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

この要綱による改正後の熊本市高齢者及び障害者住宅改造費助成事業実施要綱の規定は、施行日以後交付決定されるものから適用し、同日前に交付決定したものについてはなお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた助成金の交付申請であって、施行日前に第 7 条に規定する事前相談を終えていたものに係る助成の対象者及び助成基準額については、なお、従前の例による。

別表（第 6 条関係）

世 帯 階 層 区 分		助 成 率	対 象 者
A	生活保護法による被保護世帯	3 分の 3	第 3 条第 1 号 ア～オに該 当する者
B	A 階層を除き世帯の生計中心者の 当該年度分の市町村民税非課税世 帯	3 分の 3	第 3 条第 1 号 ア～オに該 当する者
C	A 階層を除き世帯の生計中心者が 当該年度分の市町村民税課税であ り、世帯の生計中心者の前年分の 所得税の額が、14 万円以下の世帯	3 分の 2	第 3 条第 1 号 ア～オに該 当する者

D	A階層を除き世帯の生計中心者が当該年度分の市町村民税課税であり、世帯の生計中心者の前年分の所得税の額が、14万円を超え20万円以下の世帯	2分の1	第3条第1号アに該当する者
---	--	------	---------------